



《トラブル事例》

自宅に家庭教師の勧誘電話があり、1回無料体験できるから、と勧められた。無料なら、と日時を決めて来てもらうことにした。有名大学に在籍する家庭教師がやってきて、とても親切に分かりやすく教えてもらえた。この先生に教えてもらえれば、と思って契約したが、実際には別の先生が担当となった。今更断りにくくなって何度か来てもらっているが、教え方も体験時の先生ほど上手ではない。

相談員からのアドバイス

→家庭教師のサービスを受ける期間が2カ月を超え、契約金額の総額が5万円を超える契約は特定商取引法の「特定継続的役務提供」に該当します。

→法定書面受領後8日以内であればクーリング・オフができます。クーリング・オフ期間の経過後も役務提供期間内であれば将来に向かって契約を解除することができます。

→家庭教師が指導するための教材として購入した教材がある場合は関連商品となり、教材も一緒に解除ができます。

→勧誘に際して事業者側の不実告知や重要事項の故意の不告知により消費者が誤認して行った契約の申込や承諾の意思表示は、取消しができます。

→形のないサービスの代金を支払う契約は、実際にサービスを受けてみないとわからないことが多いので、あまり長期で高額な契約は避けましょう。



(消費者庁イラスト集より)